

○北しりべし廃棄物処理広域連合と関係市町村との協定書

締 結 平成 14 年 6 月 28 日

最近改正 平成 26 年 10 月 20 日

北しりべし廃棄物処理広域連合（以下「広域連合」という。）の運営に関し、小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村（以下「関係市町村」という。）と広域連合との間において、次のとおり協定を締結する。

（事務管理者等）

第 1 条 広域連合の事務管理者及び識見を有する者のうちから選任する監査委員については、広域連合長及び副広域連合長の協議により選出するものとする。

（職員の派遣等）

第 2 条 広域連合の職員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 252 条の 17 の規定による派遣職員（以下「派遣職員」という。）及び同法第 291 条の 4 第 4 項の規定により兼務させる職員（以下「併任職員」という。）で構成する。

2 広域連合長は、関係市町村から派遣職員を求めるものとする。

3 派遣職員の給与、身分の取扱い等については、職員を派遣する地方公共団体の長と広域連合長とが別に協定を締結するものとする。

4 広域連合長は、前項の協定を締結したときは、他の関係市町村の長にその旨を通知するものとする。

5 併任職員は、関係市町村の職員をもって充てるものとする。

6 併任職員の給与（広域連合の業務に係る時間外勤務手当及び休日勤務手当を除く。）及び児童手当については併任職員が属する関係市町村の負担とし、広域連合の業務に係る時間外勤務手当及び休日勤務手当並びに旅費については広域連合が負担するものとする。

（事前協議）

第 3 条 広域連合は、次の事項について、あらかじめ関係市町村と協議しなければならない。

(1) 規約第 5 条に規定する広域計画に関すること。

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条に規定する一般廃棄物処理計画に関すること。

(3) 施設整備事業計画等に関すること。

(4) 予算に関すること。

(5) 条例の制定及び改廃に関すること。

(6) その他必要と認める事項

2 前項に規定する協議は、広域連合長が別に定める関係市町村の副市町村長及び主管部課長でそれぞれ構成する会議において行うものとする。ただし、急施を要する場合又は広域連合長が特別な事情があると認める場合は、他の方法により協議することができるものとする。

（市町村負担金）

第 4 条 広域連合長は、規約別表に定める管理費その他の経常的な経費に係る関係市町村の負担金（以下単に「負担金」という。）を分割し、毎月 20 日を納期限として、関係市町村の長に請求するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合長が必要と認めるときは、同項に規定する納期限を変更することができる。

3 負担金の額が会計年度途中に変更があったときは、その変更があった時以降の納付額に加算し、若しくは減額し、又は当該年度末において調整を行うものとする。

（決算剰余金）

第 5 条 決算剰余金については、翌年度予算により関係市町村に還付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広域連合長が必要と認めるときは、北しりべし廃棄物処理広域連合運

営資金基金へ積み立てすることができる。

(協定に定めのない事項)

第6条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、関係市町村と広域連合とが協議して定めるものとする。

(効力発生の時期)

第7条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成14年6月28日

小樽市長臨時代理

小樽市助役 小坂 康平

積丹町長 白鳥 忠世

古平町長 本間 順司

仁木町長 三浦 敏幸

余市町長 大谷 覚

赤井川村長 竹田 和晃

北しりべし廃棄物処理

広域連合長 山田 勝麿